

諮問庁：独立行政法人日本スポーツ振興センター

諮問日：平成31年1月28日（平成31年（独情）諮問第5号）

答申日：平成31年3月29日（平成30年度（独情）答申第73号）

事件名：「新国立競技場の段階的コスト比較（案）」等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「新国立競技場の段階的コスト比較（案）」及び「新国立競技場工事費概算」（以下、併せて「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定について、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分については、別表に掲げる部分を開示すべきである。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成26年1月20日付け日ス振管総第106号により、独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下「センター」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人が主張する異議申立ての理由は、異議申立書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

センターは、部分開示の理由として「予定価格が類推されるおそれ有」旨を掲げています。しかし、開示不可の部分には、新国立競技場建設あるいは現国立競技場解体に係る「項目」（架道式屋根や電光掲示板の撤去などと推察される）まで含まれています。

資材の仕様やその単価又は用いる数量を伏せる意味では「予定価格の類推」という言葉は理解できますが、「屋根をかける」などと基本的な仕様まで隠されるのなら、承服しかねます。この程度ならばHP上のイメージパスからでも十分に予定価格類推も可能であり、ただちに公開を止めるべきです。

法の趣旨からも著しく逸脱しており、違法な判断を考慮し直して頂けますよう強く望みます。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件異議申立等について

本件異議申立てに係る法人文書は、平成25年11月20日付けで異議

申立人から開示請求のあった「国立競技場の建て替えについて、文部科学省に提出した説明資料一式①建設費に関する4通りの試算とその積算根拠に関する資料及び②維持管理コストをまかなうため「年10回のイベント開催」を提示した資料など図面を含む。」である。

センターは、本件開示請求のうち、「新国立競技場の段階的コスト比較（案）」及び「新国立競技場工事費概算」（本件対象文書）について、法5条4号ニに該当するため、一部不開示とした開示の決定を平成26年1月20日付けで行ったところ、異議申立人が対象文書に係る一部不開示の取消しを求めて、同月24日付けで異議申立てがなされたものである。

2 本件対象文書について

本件対象文書は、平成27年7月に計画が白紙となった新国立競技場整備計画（以下「旧計画」という。）の工事費の概算であり、センターが平成25年5月31日付けで発注した「新国立競技場フレームワーク設計業務」（以下「FW設計業務」という。）において、特定法人共同体（以下「設計JV」という。）が作成したものである。

3 不開示情報該当性について

法5条は、開示請求に係る法人文書に同条各号に掲げる不開示情報のいずれかが記録されている場合を除き、当該法人文書を開示しなければならない旨規定しているところ、同条4号においては、「国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」及び同号ニ「契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれがあるもの」を不開示情報としている。

また、同条2号においては、「法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。」同号イ「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」を不開示情報としている。

本件開示請求に係る法人文書の不開示情報該当性は、以下のとおりである。

(1) 不開示決定時（平成26年1月20日）の状況

本件対象文書には、工事費の見積りに係る項目、数量、単価、金額が記載されており、これらの情報は、公開することにより今後行われる旧

計画に基づく工事の入札に係る予定価格が類推され、センターの契約に係る事務に関し、当該事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼし、センターの財産上の利益を害するおそれがあるものであった。また、特定の者に開示することにより、設計仕様等の内容を用いて、工事発注に係る予定価格が類推され、公正な競争が行われず、あるいは、特定の者に有利な競争となるおそれがあったことから、法5条4号二に該当するため不開示としたものである。

(2) 旧計画の中途解除（平成27年8月12日付け）

平成27年7月に旧計画が白紙になったことから、FW設計業務を基礎とし、後続して締結されたセンターと設計JVとの平成26年8月20日付け「新国立競技場実施設計業務」契約については、同設計に基づく施工がなされないことを前提として、平成27年8月12日付けで中途解除された中で、成果物に関する精算もなされた。具体的には、センターは、向後、原則として設計JVが具体的に特定した成果物のみを利用できるものとされ、それ以外については、設計JVから承認を得られた場合に例外的に利用できるものとされた。そして、FW設計業務の成果物についても、旧設計JVが著作者として著作権を保持し、センターが同設計に基づく施工を進める過程を前提とした利用はなし得ないこととなった。本件対象文書については、FW設計業務の成果物であるため、旧設計JVが著作権を保持しており、公表するかしないか（著作権法18条）を含め、センターが任意に利用・処分することはできない対象となった。

(3) 現在（2019年1月）の状況

本件対象文書について検討した結果、法5条4号による不開示決定を取り消し、センターが試算した部分については開示とする。

しかしながら、設計JVが試算した部分については、上記(2)のとおり、センターが任意に利用・処分することができない対象となっており、しかも、実際、設計JVに意見を聴取してみたものの、開示には反対すると明確な回答があったため、設計JVが試算した部分をセンターが開示することによって、設計JVの権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれがあるという評価が妥当する。

よって、設計JVが試算した部分については、法5条2号「法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。」のイ「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」

に該当するものとする。

(4) 平成26年(行情)諮問第211号, 平成28年度(行情)答申第270号について

本件対象文書は, 平成26年4月21日に文部科学大臣が審査会へ諮問した平成26年(行情)諮問第211号と同一の文書であり, 平成28年度(行情)答申第270号を見ると, 審査会の結論として, 「「新国立競技場の基本設計における建設費の見積もりに関する資料(2013年9月1日以降に作成されたもの全て)」につき, その一部を不開示とした決定については, 不開示とされた部分を開示すべきである。」と記されている。

しかしながら, センターとの関係では, 上記(2)及び(3)のとおり, 旧計画が白紙になり, 関連契約が中途解除されたなかで, 成果物に関する精算もなされ, FW設計業務の成果物についても, 旧設計JVが著作者として著作権を保持し, センターが任意に利用・処分することはできない対象となったという点で上述の諮問・答申の場面とは前提を異にしており, 加えて, 設計JVが開示に反対する旨の明確な回答をしているため, 設計JVが試算した部分については不開示とする判断を維持するものである。

4 結論

上記(1)ないし(3)に述べたとおり, 本件開示決定で不開示とした部分に関して, センター精査分については開示とするものの, 設計JVが試算した部分については, 法5条2号の規定に基づき不開示を維持することを求め, 貴会に諮問する。

第4 調査審議の経過

当審査会は, 本件諮問事件について, 以下のとおり, 調査審議を行った。

- ① 平成31年1月28日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年2月13日 審議
- ④ 同年3月12日 本件対象文書の見分及び審議
- ⑤ 同月27日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は, 本件対象文書の開示を求めるものであり, 処分庁は, その一部を法5条4号二に該当するとして, 不開示とする決定(原処分)を行った。

これに対して, 異議申立人は, 原処分の取消しを求めている。

ところで, 諮問庁の理由説明書(上記第3。以下同じ。)には, 「法5条4号による不開示決定を取り消し, センターが精査した部分(当審査会

事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、具体的には、別紙に掲げる部分であるとのことである。)については開示するものの、設計JVが試算した部分(別紙に掲げる部分を除く不開示部分)は同条2号イに該当するので不開示を維持する。」旨記載されているところ、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、その趣旨は、不開示部分のうちセンターが精査した別紙に掲げる部分は新たに開示することとするが、その余の不開示部分(以下「不開示維持部分」という。)は、不開示理由を同条4号ニから同条2号イに変更して、なお不開示を維持するとのことである。

そこで、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、不開示維持部分の不開示情報該当性について検討する。

2 不開示維持部分の不開示情報該当性について

(1) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、不開示維持部分を不開示とすべき理由等について、改めて確認させたところ、諮問庁は、以下のとおり説明する。

ア 本件対象文書は、FW設計業務において、設計JVが試算したものを踏まえてセンターが作成した「新国立競技場の段階的コスト比較(案)」及び「新国立競技場工事費概算」である。

イ 本件対象文書のうちセンターが精査した部分(別紙に掲げる部分)は開示するものの、その余の部分は、センターが精査する前の設計JVが試算した新国立競技場等の工事に係る項目、数量、単価及び金額等が記載されており、これらは設計JVの設計者がその知識、技能、経験を駆使して独自に積算したものであるから、当該部分を公にした場合、設計JVのノウハウ等を他者に知られることとなり、設計JVの権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるので、法5条2号イに該当する。

(2) 以下、上記諮問庁の説明も踏まえ、検討する。

ア 本件対象文書は、設計JVが試算したものを踏まえてセンターが作成した「新国立競技場の段階的コスト比較(案)」及び「新国立競技場工事費概算」であると認められる。

イ 当該部分のうち別表に掲げる部分を除く部分は、設計JVが試算した新国立競技場等の工事に係る金額及び単価等であり、センターが精査した金額とは差異が認められることから、これらは設計JVの設計者がその知識、技能、経験を駆使して独自に積算したものであり、当該部分を公にした場合、設計JVのノウハウ等を他者に知られることとなり、設計JVの権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとする諮問庁の説明は否定し難い。

したがって、当該部分のうち別表に掲げる部分を除く部分は、法5条2号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

ウ しかしながら、別表に掲げる部分は、センターの平成25年11月26日の国立競技場将来構想有識者会議（第4回）資料等の公表情報及び開示部分等から推定可能な部分並びに工事費の一般的な情報にすぎないものであると認められ、当該部分を公にした場合、設計JVの権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとする諮問庁の説明は認め難い。

したがって、別表に掲げる部分は、法5条2号イに該当せず、開示すべきである。

3 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 付言

本件は、異議申立てから諮問までに5年以上が経過しており、「簡易迅速な手続」による処理とはいい難く、異議申立ての趣旨及び理由に照らしても、諮問を行うまでに長期間を要するものとは考え難い。

諮問庁においては、今後、開示決定等に対する不服申立事件における諮問に当たって、迅速かつ的確な対応が望まれる。

5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条4号二に該当するとして不開示とした決定については、諮問庁が、同条2号イに該当するとしてなお不開示とすべきとしている部分のうち、別表に掲げる部分を除く部分は、同号イに該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であるが、別表に掲げる部分は、同号イに該当せず、開示すべきであると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 泉本小夜子, 委員 山本隆司

別紙（新たに開示する部分）

「新国立競技場工事費概算」の1枚目の「J S C精査」欄部分の上側部分及び「J S C精査」欄部分，2枚目ないし5枚目及び15枚目ないし17枚目の設計J V試算部分のうちセンターが加筆修正した部分及び「J S C精査」欄部分並びに6枚目ないし26枚目の「数量（見直し）」欄及び「金額精査（千円）」欄部分

別表（開示すべき部分）

1 文書名（文書の構成を含む。）	2 開示すべき部分
新国立競技場の段階的コスト比較（案）	検討案 1 ないし検討案 3 の金額部分を除く不開示維持部分
新国立競技場工事費概算	全ての不開示維持部分（1 枚目）
項目欄（コード及び費用の名称が記載されている部分）	
金額欄（項目欄の右側部分）	1 枚目の上から 1 8 段目， 1 9 段目， 4 5 段目ないし 4 7 段目及び 5 1 段目ないし 5 3 段目の不開示維持部分
「名称」（コードが記載されている部分を含む。）欄及び「仕様」欄	全ての不開示維持部分（2 枚目ないし 2 6 枚目）
「金額」欄	3 枚目の下から 1 0 段目及び 6 段目， 5 枚目の上から 1 6 段目， 2 2 段目， 2 4 段目及び 2 6 段目並びに 2 6 枚目の上から 9 段目ないし 1 3 段目， 1 7 段目及び 2 0 段目の不開示維持部分
「延床」欄（面積等が記載されている部分）	全ての不開示維持部分（2 枚目ないし 5 枚目）
「備考」欄	4 枚目の下から 2 段目， 5 枚目， 7 枚目の下から 4 段目， 8 枚目の下から 1 3 段目， 9 枚目の上から 2 6 段目及び 2 7 段目の下側， 1 6 枚目の下から 1 0 段目並びに 2 3 枚目ないし 2 6 枚目の不開示維持部分